情報セキュリティに関する基本方針

令和5年2月1日制定

(目的)

第1条 株式会社RICOS (以下「当会社」という。) は、業務上取り扱う顧客、取引先など (以下「顧客等」という。) の情報資産および当会社の情報資産を各種の脅威から適切に保護することにより、当会社の事業活動を正常かつ円滑に行うため、情報セキュリティに関する基本方針を定める。

(社内体制および情報セキュリティ管理規程の整備)

第2条 当会社は、情報セキュリティの維持及び改善のために必要な管理体制を整備し、必要な情報セキュリティ対策を社内の正式な規則として定める。

(代表取締役の責任および継続的改善)

第3条 当会社は、代表取締役主導で本方針を遵守し、組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努める。

(従業員の取組み)

第4条 当会社の従業員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものとする。

(法令及び契約上の要求事項の遵守)

第5条 当会社は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、顧 客等の期待に応える。

(違反及び事故への対応)

第6条 当会社は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対 処し、再発防止に努める。